

姫島村障害者活躍推進計画

機関名	姫島村役場 村長部局
任命権者	姫島村長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
姫島村役場における障害者雇用に関する課題	本村においては、小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 若干名の障害者が在籍しているが、これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じていないところだが、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
目標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】 （各年6月1日時点）法定雇用率＋0.5% （参考）令和6年6月1日時点の実雇用率：2.26% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年度末、人事記録を元に、当該年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
	○ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する（令和元年9月5日に選任済）。 ○ 組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、支援担当者等）を整備するとともに、組織外の関係機関（大分労働局、公共職業安定所、その他障害者が利用している支援機関等）と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で共有する。 ○ 障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）について、大分労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○ 現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。 ○ 新規採用又は人事異動時に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているか点検を行い、必要に応じて検討を行う。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
	○ 障害者の要望を踏まえ、環境整備を検討する。 ○ 障害者については面談等により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○ なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ○ 時間単位の年次有給休暇や、傷病休暇又は病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。 ○ 本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。 ○ 中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。
4. その他	
	○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達法」という。）に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。